

令和6年度広島県看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和6年度広島県看護職員等処遇改善事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、令和6年2月1日時点において、別添に掲げる診療報酬のいずれかを算定している病院又は病床を有する診療所（以下「有床診療所」という。）を運営する事業者とする。

2 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和6年2月から同年5月までの間（以下「賃金改善実施期間」という。）に、前項の病院又は有床診療所において、別添に掲げる診療報酬を算定する病棟（有床診療所は病床）に勤務し、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）並びに看護師長の指導の下に、原則として療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）、病室内の環境整備やベッドメイキングのほか、病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務（以下「看護補助業務」という。）に専ら従事する看護補助者（非常勤職員を含む。以下「対象看護補助者」という。）に対して、補助事業者が賃金改善を行う事業とする。なお、介護福祉士又は保育士等の資格保有者が看護補助者として看護補助業務に専ら従事している場合は本補助事業の対象とするが、看護職員や事務職員等の他の職種として雇用された者が、一時的に看護補助業務を行っている場合は、本補助事業の対象としない。

3 前項に規定する賃金改善は、対象看護補助者について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、賃金改善実施期間前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいい、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 令和6年2月分からの賃金改善を行う者であって、令和6年2月末日までに、賃金改善を実施する旨の用紙を知事に提出していること。なお、就業規則等の変更に時間を要する場合は、同年4月までに一時金等により2月分及び3月分の賃金改善分を支給することも可能とする。

(2) 本補助事業は、令和6年2月から行われた看護補助者の賃金改善のための取り組みを支援するものであり、定期昇給による賃金の上昇部分や看護職員処遇改善評価料（診療報酬）及び他の補助金を財源として賃金改善を行っている部分については、対象外とする。

(3) 補助金の交付額は、対象看護職員等の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。ただし、法定福利費等の事業主負担分は、前事業年度（令和6年4月1日が属する事業年度の前の事業年度をいう。以下同じ。）における法定福利費等の事業主負担分

の総額を前事業年度における賃金の総額で除した額に賃金改善額を乗じた額を標準とする。

- (4) 令和6年4月分以降の賃金改善は、補助事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、補助事業による賃金改善の合計額は、原則として、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。なお、就業規則等の変更に時間を要することを考慮し、令和6年2月分及び3月分の賃金改善分は、一時金等による支給をすることを可能とする。
- (5) 補助事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。
- (6) 人事院勧告を踏まえて賃金を決定する補助事業者においては、人事院勧告を踏まえた期末手当（賞与）等の変動の影響を除去して、補助事業による賃金改善額を算定すること。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
別添に掲げる診療報酬を算定する病棟毎に、次の(1)又は(2)のうち、いずれか低い方の人数×4×6,990円(6,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額)として算定した額を合計した額。 (1)賃金改善実施機関の各月における対象看護補助者の常勤換算数の平均値 (2)賃金改善実施機関において、別添に掲げる診療報酬を算定するための標準的な看護補助者の配置数	賃金改善実施期間において、実際に対象看護補助者の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費

備考 常勤の看護補助者の常勤換算数は1とする。常勤でない看護補助者の常勤換算数は、当該常勤でない看護補助者が職務に従事する1週間の勤務時間（残業は除く。）を当該医療機関で定めている常勤職員の1週間の勤務時間で除した数とする。

(申請手続)

第5条 補助事業者は、知事が別に定める期限までに、別記様式第1号の補助金交付申請書を提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付を決定する場合において附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 10 年間保管しておかななければならない。
- (5) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（交付決定の通知）

第 7 条 知事は、第 5 条の規定による申請についてこれを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定し、規則第 6 条の規定により、申請者に対し速やかに通知を行うものとする。なお、補助金の交付が適当と認められないときは、交付をしない理由を確定し、申請者へ通知する。

（交付申請の取下げ）

第 8 条 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、前条の交付決定通知書を受領した日から起算して 15 日以内とする。

（状況報告）

第 9 条 補助事業者は、補助事業の遂行について知事の要求があったときは、速やかに書面により知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第 10 条 規則第 12 条の規定による補助事業実績報告書の様式は別記様式第 2 号のとおりとし、その提出期限は補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日（ただし、補助事業を完了した日より後に第 7 条による交付決定を受けた場合は、当該交付決定を受けた日から起算して 30 日を経過した日）又は令和 7 年 4 月 5 日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第 11 条 知事は、規則第 13 条の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者へ通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（暴力団排除）

第 12 条 広島県暴力団排除条例第 6 条（平成 22 年広島県条例第 37 号）の規定に基づき、第 3 条に規

定する補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

（警察本部への確認）

第13条 知事は、必要に応じ補助金の交付を申請した事業者が、前条各号の該当の有無を県警察本部長に照会することができるものとする。

（その他）

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別添

【病院】

A101 療養病棟入院基本料
A306 特殊疾患入院医療管理料
A308 回復期リハビリテーション病棟入院料
A309 特殊疾患病棟入院料
A311-2 精神科急性期治療病棟入院料
A312 精神療養病棟入院料
A314 認知症治療病棟入院料
A318 地域移行機能強化病棟入院料
A319 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料
A207-3 急性期看護補助体制加算
25 対 1 急性期看護補助体制加算（看護補助者 5 割以上）
25 対 1 急性期看護補助体制加算（看護補助者 5 割未満）
50 対 1 急性期看護補助体制加算
75 対 1 急性期看護補助体制加算
A214 看護補助加算
看護補助加算 1
看護補助加算 2
看護補助加算 3
A106 障害者施設等入院基本料の「注 9」に規定する看護補助加算又は看護補助体制充実加算
A308-3 地域包括ケア病棟入院料の「注 4」に規定する看護補助者配置加算又は看護補助体制充実加算

【有床診療所】

A109 有床診療所療養病床入院基本料
A108 有床診療所入院基本料の「注 6」に規定する看護補助配置加算
看護補助配置加算 1
看護補助配置加算 2

看護補助者処遇改善事業補助金交付申請書(病院用)

広島県知事様

申請日 令和 年 月 日

(医療機関)	保険医療機関コード	
	保険医療機関名	
(申請者)	住所	郵便番号
		住所(全角入力)
		番地(全角入力)
		方書(全角入力)
		事業者名(全角入力)
	代表者 職氏名(全角入力)	

令和6年度広島県看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 処遇改善計画書

項目	看護補助者数 算定基準値 (A)	令和6年2月から5 月までの間における 当該診療報酬を 算定する病棟の1 日平均入院患者 数 (B)	当該診療報酬を算 定するための標準 的な看護補助者 配置数(C) ※(B)/(A)×5	令和6年2月から5 月までの各月にお ける各病棟で勤務 する看護補助者 の常勤換算数の 平均値(D) ※賃金改善を行っ た者	補助対象看護補 助者数(E) ※(C)と(D)を比 較して少ない数に 4を乗じた人数	補助基準額(F) ※(E)に6,990円を 乗じたもの	補助対象期間(令 和6年2月1日~5 月31日)における 各病棟で勤務する 看護補助者の実 際の処遇改善額 (G) (単位:円)
A101 療養病棟入院基本料	20		0		0.0	0円	
A306 特殊疾患入院医療管理料	20		0		0.0	0円	
A308 回復期リハビリテーション病棟入院料	30		0		0.0	0円	
A309 特殊疾患病棟入院料	20		0		0.0	0円	
A311-2 精神科急性期治療病棟入院料	30		0		0.0	0円	
A312 精神療養病棟入院料	30		0		0.0	0円	
A314 認知症治療病棟入院料	25		0		0.0	0円	
A318 地域移行機能強化病棟入院料	37.5		0		0.0	0円	
A319 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	30		0		0.0	0円	
A207-3 急性期看護補助体制加算 ※同一病棟については、以下のいずれか1つの加算項目にのみ計上すること。							
25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上)	25		0		0.0	0円	
25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割未満)	50		0		0.0	0円	
50対1急性期看護補助体制加算	50		0		0.0	0円	
75対1急性期看護補助体制加算	75		0		0.0	0円	
A211 特殊疾患入院施設管理加算	10		0		0.0	0円	
A214 看護補助加算 ※同一病棟については、以下のいずれか1つの加算項目にのみ計上すること。							
看護補助加算1	30		0		0.0	0円	
看護補助加算2	50		0		0.0	0円	
看護補助加算3	75		0		0.0	0円	
A106 障害者施設等入院基本料の「注9」に規定する看護補助加算又は看護補助体制充実加算	30		0		0.0	0円	
A308-3 地域包括ケア病棟入院料の「注4」に規定する看護補助者配置加算又は看護補助体制充実加算	25		0		0.0	0円	
上記、診療報酬を算定する病棟以外で勤務する看護補助者の数及び賃上げ額							
合計				0.0人		0円	0円

申請額(補助基準額(F)の合計又は実際の処遇改善額(G)の合計のうち低い方の額)※千円未満の端数切捨て 0円

【記載要領】

- 「保険医療機関コード」欄には、診療報酬の請求等に使用される10桁のコードを記載すること。
- (B)欄については、病棟毎の令和6年2月から5月までの間における1日平均入院患者数を記載すること。
- (C)欄については、(B)欄の1日平均入院患者数を(A)欄の基準値で除して小数第1位以下の端数を切り上げたものに5を乗じた数とする。
- (D)欄については、令和6年2月から同年5月までの各月における看護補助者の常勤換算した人数を合計し、4で除して平均人数を算出すること。
- (F)欄の合計値は、千円未満の端数を切り捨てたものであること。
- (G)欄については、各診療報酬を算定する病棟に勤務する看護補助者の処遇改善額に係る令和6年2月1日から5月31日までの合計額(4ヶ月分)を記載すること。

2 誓約事項を確認の上、口にチェックをしてください。(ドロッダウンリストから選択)

- 本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
- 申請者、代表者又は役員に暴力団員に該当する者はありません。

3 振込口座情報(または債権者コード)を記入してください。 ※申請者名義のものでない場合は、委任状の提出が必要です。委任状は、押印の上、郵送してください。

債権者コード	
※県の債権者コード設定済の場合は債権者コードを記入し、以下の口座情報は記入しないこと。	
金融機関名	
金融機関コード(4桁)	※前ゼロを省略しないでください。
支店名	
支店コード(3桁)	※前ゼロを省略しないでください。
口座種別	※ドロッダウンリストから選択してください。
口座番号(7桁)	※前ゼロを省略しないでください。
口座名義(フリガナ)	
口座名義	

看護補助者処遇改善事業補助金交付申請書(有床診療所用)

広島県知事 様

申請日 令和 年 月 日

(医療機関)	保険医療機関コード	
	保険医療機関名	
(申請者)	郵便番号	
	住所	住所(全角)
		番地(全角)
		方書(全角)
	事業者名(全角)	
	代表者 職氏名(全角)	

令和6年度広島県看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 処遇改善計画書

項目	看護補助者数算 定基準値(A)	令和6年2月から 5月までの間に おける当該診療報 酬を算定する病床 の1日平均入院 患者数(B)	当該診療報酬を 算定するための 標準的な看護補 助者配置数 (C)=(B)/(A) ※端数切り上げ	令和6年2月から 5月までの各月 における看護補助 者の常勤換算数 の平均値(D) ※賃金改善を行っ た者	補助対象看護補 助者数(E) ※(C)と(D)を 比較して少ない数に 4を乗じた人数	補助基準額(F) ※(E)に6,990円 を乗じたもの	補助対象期間(令 和6年2月1日～5 月31日)における 看護補助者の実 際の処遇改善額 (G) (単位:円)
A109 有床診療所療養病床入院基本料	6		0		0.0	0円	
A108 有床診療所入院基本料の「注6」に規定する看護補助配置加算							
看護補助配置加算1 ※当該診療所(療養病床を除く)に勤務する看護補助者 の数が、2人以上の場合に算定	-	-	0		0.0	0円	
看護補助配置加算2 ※当該診療所(療養病床を除く)に勤務する看護補助者 の数が、1人以上の場合に算定	-	-	0		0.0	0円	
合計				0.0人		0円	0円

申請額(補助基準額(F)の合計又は実際の処遇改善額(G)の合計のうち低い方の額)※千円未満の端数切捨て	0円
---	----

【記載要領】

- 「保険医療機関コード」欄には、診療報酬の請求等に使用される10桁のコードを記載すること。
- (B)欄については、病床毎の令和6年2月から5月までの間における1日平均入院患者数を記載すること。
- (C)欄については、(B)欄の1日平均入院患者数を基に、各診療報酬項目を算定するために必要となる看護補助者の数を以下の算式により算定したもの。各項目ごとに定められた数式を変更しないこと。
※A109の項目は、当該療養病床の1日平均入院患者数÷6により算定。A108の項目は、当該一般病床に勤務する看護補助者の人数に応じて1人又は2人とする。
- (D)欄については、令和6年2月から同年5月までの各月初日における賃金改善を行った看護補助者の常勤換算した人数を合計し、4で除して平均人数を算出すること。
- (F)欄の合計値は、千円未満の端数を切り捨てたものであること。
- (G)欄については、各診療報酬を算定する病床に勤務する看護補助者の処遇改善額に係る令和6年2月1日から5月31日までの合計額(4ヶ月分)を記載すること。

2 誓約事項を確認の上、口にチェックをしてください。

- 本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
- 申請者、代表者又は役員に暴力団員に該当する者はありません。

3 振込口座情報(または債権者コード)を記入してください。 ※申請者名義のものでない場合は、委任状の提出が必要です。委任状は、押印の上、郵送してください。

債権者コード	
※県の債権者コード設定済の場合は債権者コードを記入し、以下の振替口座情報は記入しないこと。	
金融機関名	
金融機関コード(4桁)	※前ゼロを省略しないでください。
支店名	
支店コード(3桁)	※前ゼロを省略しないでください。
口座種別	※ドロップダウンリストから選択してください。
口座番号(7桁)	※前ゼロを省略しないでください。
口座名義(フリガナ)	
口座名義	

看護補助者処遇改善事業補助金実績報告書(病院用)

広島県知事 様

申請日 令和 年 月 日

(医療機関)	保険医療機関コード	
	保険医療機関名	
(申請者)	郵便番号	
	住所	住所(全角入力)
		番地(全角入力)
		方書(全角入力)
		事業者名(全角入力)
	代表者 職氏名(全角入力)	

令和6年度広島県看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の実績を報告します。

1 処遇改善報告書

項目	看護補助者数 算定基準値 (A)	令和6年2月から5 月までの間における 当該診療報酬を 算定する病棟の 1日平均入院患者 数 (B)	当該診療報酬を 算定するための 標準的な看護補 助者配置数(C) ※(B)/(A)×5	令和6年2月から 5月までの各月に おいて各病棟で 勤務する看護補 助者の常勤換算 数の平均値(D) ※賃金改善を行っ た者	補助対象看護補 助者数(E) ※(C)と(D)を比 較して少ない数に 4を乗じた人数	補助基準額(F) ※(E)に6,990円を 乗じたもの	補助対象期間(令 和6年2月1日～5 月31日)における 各病棟で勤務す る看護補助者の 実際の処遇改善 額(G) (単位:円)
A101 療養病棟入院基本料	20		0		0.0	0円	
A306 特殊疾患入院医療管理料	20		0		0.0	0円	
A308 回復期リハビリテーション病棟入院料	30		0		0.0	0円	
A309 特殊疾患病棟入院料	20		0		0.0	0円	
A311-2 精神科急性期治療病棟入院料	30		0		0.0	0円	
A312 精神療養病棟入院料	30		0		0.0	0円	
A314 認知症治療病棟入院料	25		0		0.0	0円	
A318 地域移行機能強化病棟入院料	37.5		0		0.0	0円	
A319 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	30		0		0.0	0円	
A207-3 急性期看護補助体制加算 ※同一病棟については、以下のいずれか1つの加算項目にのみ計上すること。							
25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上)	25		0		0.0	0円	
25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割未満)	50		0		0.0	0円	
50対1急性期看護補助体制加算	50		0		0.0	0円	
75対1急性期看護補助体制加算	75		0		0.0	0円	
A211 特殊疾患入院施設管理加算	10		0		0.0	0円	
A214 看護補助加算 ※同一病棟については、以下のいずれか1つの加算項目にのみ計上すること。							
看護補助加算1	30		0		0.0	0円	
看護補助加算2	50		0		0.0	0円	
看護補助加算3	75		0		0.0	0円	
A106 障害者施設等入院基本料の「注9」に規定する看護補助加算又は看護補助体制充実加算	30		0		0.0	0円	
A308-3 地域包括ケア病棟入院料の「注4」に規定する看護補助者配置加算又は看護補助体制充実加算	25		0		0.0	0円	
上記、診療報酬を算定する病棟以外で勤務する看護補助者の数及び賃上げ額							
合計			0.0人			0円	合計 0円

実績額(補助基準額(F)の合計又は実際の処遇改善額(G)の合計のうち低い方の額)※千円未満の端数切捨て 0円

【記載要領】

- 「保険医療機関コード」欄には、診療報酬の請求等に使用される10桁のコードを記載すること。
- (B)欄については、病棟毎の令和6年2月から5月までの間における1日平均入院患者数を記載すること。
- (C)欄については、(B)欄の1日平均入院患者数を(A)欄の基準値で除して小数第1位以下の端数を切り上げたものに5を乗じた数とする。
- (D)欄については、令和6年2月から同年5月までの各月における看護補助者の常勤換算した人数を合計し、4で除して平均人数を算出すること。
- (F)欄の合計値は、千円未満の端数を切り捨てたものであること。
- (G)欄については、各診療報酬を算定する病棟に勤務する看護補助者の処遇改善額に係る令和6年2月1日から5月31日までの合計額(4ヶ月分)を記載すること。

2 誓約事項を確認の上、□にチェックをしてください。(ド롭ダウンリストから選択)

- 本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
- 申請者、代表者又は役員に暴力団員に該当する者はありません。

3 交付申請時に提出された振込口座情報に変更がありますか。

- 変更なし
- 変更あり ⇒変更後の振込口座情報を以下に記入してください。※申請者名義のものでない場合は、委任状の提出が必要です。委任状は、押印の上、郵送してください。

債権者コード	
※県の債権者コード設定済の場合は債権者コードを記入し、以下の口座情報は記入しないこと。	
金融機関名	
金融機関コード(4桁)	※前ゼロを省略しないでください。
支店名	
支店コード(3桁)	※前ゼロを省略しないでください。
口座種別	※ド롭ダウンリストから選択してください。
口座番号(7桁)	※前ゼロを省略しないでください。
口座名義(フリガナ)	
口座名義	

看護補助者処遇改善事業補助金実績報告書(有床診療所用)

広島県知事 様

申請日 令和 年 月 日

(医療機関)	保険医療機関コード	
	保険医療機関名	
(申請者)	郵便番号	
	住所	住所(全角)
		番地(全角)
		方書(全角)
	事業者名(全角)	
	代表者 職氏名(全角)	

令和6年度広島県看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の実績を報告します。

1 処遇改善報告書

項目	看護補助者数算 定基準値(A)	令和6年2月 から5月 までの間 における 当該診療 報酬を算 定する病 床の1日 平均入院 患者数(B)	当該診療報酬を 算定するた めの標準 的な看護 補助者配 置数(C) =(B)/(A) ※端数切 り上げ	令和6年2月 から5月 までの各 月におけ る看護補 助者の常 勤換算数 の平均値 (D) ※賃金改 善を行っ た者	補助対象看護 補助者数(E) ※(C)と(D) を比較し て少ない 数に4を 乗じた人 数	補助基準額(F) ※(E)に6,990 円を乗じ たもの	補助対象期間(令 和6年2月1日～5 月31日)におけ る看護補助者 の実績の処遇 改善額(G) (単位:円)
A109 有床診療所療養病床入院基本料	6		0		0.0	0円	
A108 有床診療所入院基本料の「注6」に規定する看護補助配置加算							
看護補助配置加算1 ※当該診療所(療養病床を除く)に勤務する看護補助者の 数が、2人以上の場合に算定	-	-	0		0.0	0円	
看護補助配置加算2 ※当該診療所(療養病床を除く)に勤務する看護補助者の 数が、1人以上の場合に算定	-	-	0		0.0	0円	
合計				0.0人		0円	0円
実績額(補助基準額(F)の合計又は実際の処遇改善額(G)の合計のうち低い方の額)※千円未満の端数切捨て							0円

【記載要領】

- 「保険医療機関コード」欄には、診療報酬の請求等に使用される10桁のコードを記載すること。
- (B)欄については、病床毎の令和6年2月から5月までの間における1日平均入院患者数を記載すること。
- (C)欄については、(B)欄の1日平均入院患者数等を基に、各診療報酬項目を算定するために必要となる看護補助者の数を以下の算式により算定したもの。各項目ごとに定められた数式を変更しないこと。
※A109の項目は、当該療養病床の1日平均入院患者数÷6により算定。A108の項目は、当該一般病床に勤務する看護補助者の人数に応じて1人又は2人とする。
- (D)欄については、令和6年2月から同年5月までの各月初日における賃金改善を行った看護補助者の常勤換算した人数を合計し、4で除して平均人数を算出すること。
- (F)欄の合計値は、千円未満の端数を切り捨てたものであること。
- (G)欄については、各診療報酬を算定する病床に勤務する看護補助者の処遇改善額に係る令和6年2月1日から5月31日までの合計額(4ヶ月分)を記載すること。

2 誓約事項を確認の上、口にチェックをしてください。

- 本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
- 申請者、代表者又は役員に暴力団員に該当する者はありません。

3 交付申請時に提出された振込口座情報に変更がありますか。

- 変更なし
- 変更あり ⇒変更後の振込口座情報を以下に記入してください。※申請者名義のものでない場合は、委任状の提出が必要です。委任状は、押印の上、郵送してください。

債権者コード	
※県の債権者コード設定済の場合は債権者コードを記入し、以下の振替口座情報は記入しないこと。	
金融機関名	
金融機関コード(4桁)	※前ゼロを省略しないでください。
支店名	
支店コード(3桁)	※前ゼロを省略しないでください。
口座種別	※ドロップダウンリストから選択してください。
口座番号(7桁)	※前ゼロを省略しないでください。
口座名義(フリガナ)	
口座名義	